

秋田県立五城目高等学校

部活動の活動方針

令和2年1月17日

特別活動部

今年度経営方針 ～基本姿勢～

学校の教育活動計画全体をキャリア教育的な考え方をベースにして展開していくことにより、社会の一員として自己を理解し、**夢の実現に向けて挑戦する**明るく活力ある生徒を育成する。

<目指す学校像>

- 生徒と教職員が元気で活気あふれる学校
- 生徒が安全に安心して学ぶことができる学校
- 学ぶ喜びを感じさせ、生きる力を伸ばす学校
- 入学した生徒全員が進路を決めて卒業できる学校
- 地域の人々から応援してもらえる学校

<育てたい生徒像>

- 心身ともに健康で、互いの人格を尊重し、誰とでも適切な人間関係を形成できる生徒
- 情報を収集・活用して自らの将来を設計し、その実現に向けた計画を実行できる生徒
- 自らにふさわしい進路選択・決定を行い、自ら課題を設定してその解決に取り組む生徒
- 自らを理解し、今後の成長のために望ましい方向へ進んでいくことができる生徒

1 部活動の意義

- (1) 五城目高校部活動は、学校教育の一環として、スポーツ・芸術文化やボランティア活動等に興味と関心をもつ同好の生徒らによって自主的に行われており、より高い水準の技能や記録に挑戦する中でスポーツや芸術文化等の楽しさや喜びを味わい、「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツ・芸術文化等に関する科学的知見やスポーツ・芸術文化等がもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に依りて、生涯にわたるスポーツ・芸術文化等の豊かな関わり方を学ぶなど、五城目高校の教育課程との関連を図りながら、本校が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たす。
- (2) 生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化等の活動を継続する資質や能力を育て、体力の向上、健康の保持増進を図ること、感性を高めること、豊かな情操、自主性、協調性、責任感、連帯感などの育成や、自己の能力を確認し、努力したことによる達成感をもたらすことができる。
- (3) 異年齢者との交流の中で、生徒同士のみならず、顧問及びコーチ等と生徒、地域の方々（保護者等）と生徒の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める。

2 部活動の方針

部活動は、学習指導要領に明記されたことにより、学校の教育目標及び部活動の指導方針等に基づき、学校の教育活動として明確に位置付ける必要があるため、以下の点に留意する。

- (1) 学校教育活動の一環として、学校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行う。
- (2) 部活動方針は、教育目標や地域の特色を生かして、次の事項に配慮する。
 - ①部活動を通して達成感を醸成し、相互練磨を図るとともに、また部活動を放課後の有意義な活動の場とするために、部活動への全員参加を奨励し活性化を図る。
 - ②生徒の発育・発達の段階を踏まえるとともに、協調性や責任感、規範意識の涵養などについて身に付ける。
 - ③生徒が人格的に成長していくという部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることのないようにする。生徒の主体性や個性を尊重した運営に努め、生徒一人一人が自己実現できるよう促す。
 - ④指導者と生徒及び保護者間のコミュニケーションの充実を図り、自主的、自発的な活動を促す。
 - ⑤生徒同士で部活動の方向性や各自の取組み姿勢、練習内容等について話し合う活動を通して、生徒が主体的に目標達成や課題解決に向けて必要な取組みを考え、実践につなげる力を、発達の段階に応じて育成する。
 - ⑥生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒がコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるようにする。
 - ⑦バランスのとれた生活や事故・けがを予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
- (3) 部活動運営委員会（顧問会議・教育振興会・部活動後援会等）の設置
 - ①部活動を適切に実施するために、部活動に対しての取組や各部の活動を評価し、改善していく。
 - ②部活動運営委員会（顧問会議・教育振興会・部活動後援会等）を設置し、学校の教職員のみならず、保護者、外部指導者、地域の関係者、医療関係者等を加え、活動内容や活動時間、学校と保護者や地域との連携などについて理解と協力を求める。

3 適切な休養日の設定

五城目高校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）、「運動部活動運営・指導の手引き」（平成30年8月美の国あきたネット）、「文化部活動運営・指導の手引き」（平成31年3月美の国あきたネット）を踏まえ、以下の基準を定める。

(1) 基準

- ①学期中は、原則、平日は週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上の休養日を設ける。
- ②1日の活動時間は、原則、長くとも平日は2時間30分程度、学校の休業日は3時間30分程度とする。

(2) 留意事項

- ①長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ②生徒が十分な休養をとることができるようにするとともに、多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③大会・コンクール・練習試合等は、生徒の過度な負担にならないように配慮する。
- ④休養日及び活動時間等の基準の運用に当たっては、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前の一定期間等に休養日を設けるなど、学校や競技種目の特性を踏まえ、月間、年間単位等での活動頻度・時間を設定することも考えられる。

【留意事項の運用例】

平日の大会、又は、土曜日若しくは日曜日の大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合を含む。）は、活動時間の基準とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む。）を設け、併せて教職員の多忙化防止も図る。年間や月間の工夫として、定期考査期間や年末年始にまとめて休養日を設定することなど配慮する。

4 活動計画の作成

- (1) 五城目高校の教育目標や「運動部・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等に則り、各部の活動方針を作成するよう努める。
- (2) 適切な活動日数や活動時間を設定し、年間計画、月間計画、週間計画等を立て生徒や保護者に活動の見通しを持たせながら、部活動を展開するよう努める。
- (3) 参加する大会等の時期を考慮し、基礎練習期、試合想定練習期、大会期、休養期の設定等、活動と休養の適切なバランスに配慮する。

5 運動部活動の事故防止 ～事故防止のマネジメント～

部活動は学校教育活動の重要な場であることを踏まえ、各部の活動が安全かつ健全に行われるよう安全面に配慮し、万一に備えた関係者への連絡システムの確立や救急体制の整備を図ることが必要である。また、生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、主体的に自分や仲間の安全を守ることができるようにすることが望ましい。練習中に守るべき安全に関するルールについては、機会を捉えて繰り返し指導するなど、徹底を図ることが必要である。各部の指導者は、関係職員等による協力体制を整えて、活動状況全体の把握に努め、次に示すように、日頃から生徒の事故防止に対する意識を高め、事故を未然に防ぐための行動を適切にとることが重要である。

(1) 部活動に係わる校舎管理

- ①生徒の完全下校時間を、原則19：00とする。
(顧問が立ち会う場合は20：00まで可能とする。)
- ②部活動生徒は、18：50以降は、教室等には立ち入らない。
- ③部活動生徒は、下校の際に部室やトイレの窓閉め、施錠、消灯をし、顧問はそれを確認すること。

(2) 施設・設備・用具等の安全管理

- ①使用する箇所の清掃をする。
- ②使用する施設については、設備、器具、用具の点検項目チェックシート等を作成し、日頃の活動の一部として習慣づけ、定期的に点検補修を行う。
- ③可動式器具の移動及び設置の際には、定められた手順に従い、転倒等の事故がないように注意する。

(3) 安全管理・指導体制

- ①生徒が常に安全に活動できるよう、教職員等による安全管理体制を構築するとともに、事故防止や事故発生時には危機管理マニュアルに従って迅速に対応すること。
- ②生徒自身が日頃から自分の健康管理について関心や意識を持つよう指導し、適切な休養と栄養・水分の補給に留意させる。

(4) 健康状態の把握

- ①生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒については、無理をさせず、活動内容を制限したり、休ませたりするなど適切に対応する。
- ②健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。

(5) 環境条件に応じた配慮

- ①気温、室温等に応じ、十分な水分補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。
- ②気象庁が高温注意情報を発表した地域や時間帯では、屋外での活動を原則として行わない。
- ③練習実施の判断の際には、熱中症を未然に防止するため、環境省が予測値・実況値の提供を行っている、「環境省熱中症予防情報サイト」の熱中症の発生しやすさを示す指数※2（WBGT）や天気予報などを有効に活用すること。
- ④暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。帰りの交通手段にも配慮すること。

(6) 生徒の移動に係る交通安全対策

生徒の移動は、公共交通機関の利用が基本原則であり、やむを得ない事情等で自家用車や大型バス等を使用する場合には、次の事項に留意し、事故防止に万全を期すことが必要である。

- ①事前に運行計画を作成し、保護者の了解を得ること。
- ②運転者の健康状態に十分留意するとともに、無理なスケジュールや過度の走行距離にならないよう配慮し、安全運転を心がけること。原則、一日の移動距離はおおむね300kmまでとし、運転時間の合計は5時間までとすること。
- ③道路交通法等に基づき、乗車の際はシートベルトを着用するなど、安全に十分心がけること。
- ④不慮の事故等に備えて、保護者の連絡先や部員名簿（血液型の一覧）を携行すること。また、生徒に健康保険証等を持参させること。

6 体罰・不祥事等、いじめの防止について

- (1) 体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、指導者個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することはあってはならない。
- (2) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントと判断される不適切な言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や態度）は、精神的な苦痛を与え、体罰と同様に生徒の心身に大きな影響を与える。心身の発育発達や技能レベルなどを十分考慮した指導をするとともに、生徒の手本となるような言動を心がけることが求められる。指導者が指導的立場にいることによって、生徒に対して上位の権力をもつことになる。こうした関係を指導者自身が自覚していくこと。
- (3) 部活動はクラスや学年の枠をこえた集団であり、自発的・自主的に行う場面も多いことから、生徒同士の人間関係を指導者がしっかり把握し、指導していくことが必要である。日頃から生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、全教職員間で情報を共有し、管理職の指導の下、生徒・保護者等に対し素早い対応を行う。
- (4) 部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に校長の許可を得るとともに、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、保護者会等で決算等について報告する。また、出納簿や通帳等は管理職による定期的な確認が行われることが必要である。なお、直接的な金銭のやり取りがなくても、指導者の立場を利用した便宜供与や物品の受領もしくは提供などは反社会的行為となる。

教職員間で気になることがあれば、互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる環境を確立する。
- (5) 以下を参考にして作成をした
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）
「運動部活動運営・指導の手引き」（平成30年8月美の国あきたネット）
「文化部活動運営・指導の手引き」（平成31年3月美の国あきたネット）

学習指導要領 総則

⑥ 学校運営上の留意事項（第1章総則第6款）

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に資するよう、「教育課程を実施するに当たって何が必要か」という観点から、教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等（第1章総則第6款1）、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携（第1章総則第6款2）について記載を充実している。

具体的には、教育課程の編成及び実施に当たっての各分野における学校の全体計画等との関連、**教育課程外の学校教育活動（特に部活動）と教育課程の関連**、教育課程の実施に当たっての家庭や地域との連携・協働について記載を充実している。

教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること**。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、高校生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を

図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

①スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、

②部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、

③一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。